

## 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、姫路市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （出動要請）

- 第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、出動要請書（様式第1号）により災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、出動要請書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、その後、速やかに出動要請書を提出するものとする。
- 2 甲は、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長等に対して直接要請が出来るものとする。この場合において、甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

### （出動）

- 第2条 乙は、前条の規定により出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。
- 2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動体制報告書（様式第2号）により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

### （搜索活動の実施等）

- 第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条の規定による出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い搜索活動を実施するものとする。
- 2 この協定に基づく搜索活動は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能になったときに終了するものとする。

### （搜索活動状況の報告）

- 第4条 乙は、搜索活動を終了したときは、甲に対して、活動報告書（様式第3号）により報告するものとする。ただし、活動報告書をもって報告するいとまがないときは、電話等で報告し、その後、速やかに活動報告書を提出するものとする。

### （費用の負担）

- 第5条 第2条第1項の規定による出動に関する経費は、甲の負担とする。
- 2 乙は、前条の規定により活動報告書を提出した後、甲に対して当該搜索活動に係る費用の実費を請求するものとする。

### （費用の支払）

- 第6条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、搜索活動の内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

### （損害補償）

- 第7条 この協定に基づく搜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。
- (1) 甲が負担するもの 甲は、この協定に基づく搜索活動に従事した乙の構成員が、当該搜索活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は搜

索活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年姫路市条例第30号）の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの 乙は、次に掲げる場合にその損害を補償する

ア 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は搜索活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

2 乙は、前項の規定により甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の活動）

第8条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に搜索活動における連携活動のあり方を研究するとともに、前項の訓練を通じて、円滑な搜索活動が実施できるよう努めるものとする。

（情報等連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年（2022年）1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地  
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ  
理事長 別所 訓